

入 札 説 明 書

第林工—9 村道西河東川線鎧掛橋修繕工事

令和 8 年 7 月

川 上 村

建設工事の請負について、次のとおり（事前審査型）条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び川上村契約規則（平成9年4月川上村規則第2号）第2条の規定に基づき公告します。

令和8年7月27日

川上村長 泉谷 隆夫

第1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 林工－9号
- (2) 工 事 名 村道西河東川線鎧掛橋修繕工事
- (3) 工事場所 吉野郡川上村大字西河地内
- (4) 工事概要 橋梁修繕一式 L＝69. 12m
- (5) 設計金額 199, 991, 000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の(1)(2)に掲げる要件をすべて充足する特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、以下の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 令和8・9年度川上村入札参加資格登録業者(建設工事)であり、土木一式の特定建設業の許可を有すること。
 - ③ 本村内に本店を設けている法人又は本村内に住所を有する個人（以下、「村内業者」という。）で、令和8・9年度川上村入札参加資格審査申請時の経営事項審査結果通知書において、土木一式に係る総合評価値（P点）の審査を受けていること。
 - ④ 共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出期限の日から開札までの期間において、川上村建設工事等請負契約に係る指名停止措置要綱による指名停止措置を受けていないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
 - ⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - ⑦ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなします。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の条件をすべて満たしていること。

ただし、各構成員は本工事について、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

 - ① 1共同企業体の構成員数は2社又は3社であること。
 - ② 1構成員あたりの出資比率は、2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上であること。
 - ③ 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

- ④ 代表者は、有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けた監理技術者を本工事の現場に専任で配置できること。
- ⑤ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるものであること。

第3 入札参加資格審査申請手続き

本入札に参加を希望する共同企業体は、以下のとおり共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「申請書類」という。）を本村に提出し、資格審査を受けなければならない。なお、期限までに申請書類を提出しない共同企業体又は入札参加資格がないと認められた共同企業体は、本入札に参加することはできない。

（1）申請書類の配布（無料）

- ① 配布期間 令和8年7月27日（月）から
令和8年8月 7日（金）まで（但し、閉庁日は除く）
配布時間は午前9時から午後5時
- ② 配布場所 奈良県吉野郡川上村大字迫1335番地の7
川上村役場 林業建設課
電話：0746-52-0111（代）

もしくは、上記の期間、奈良県川上村ホームページ（行政情報）からダウンロードにて入手できるものとする。

<http://www.vill.kawakami.nara.jp/life/>

（2）申請書類の提出及び受付

- ① 申請書類の提出は持参に限るものとし、郵送又は電送等、他の方法によるものは受け付けられない。なお、提出された申請書類は返却しない。
- ② 受付期間 令和8年7月27日（月）から
令和8年8月 7日（金）まで（但し、閉庁日は除く）
受付時間は午前9時から午後5時
- ③ 受付場所 川上村役場 林業建設課

（3）入札参加資格の審査結果及び入札資料の配布

入札参加資格の審査結果は、後日、入札参加資格確認通知書にて通知し、さらに入札参加資格を有すると認められた共同企業体には、同時に入札資料配布通知書を送付する。

ただし、通知、送付については、共同企業体の代表者にFAXで行う。

なお、入札資料の配布日時、方法については、入札資料配布通知書で確認すること。

第4 設計図書等に対する質疑

- （1）設計図書等に対する質疑がある場合は、期限までに工事名、会社名、質疑内容、連絡先、担当者等の必要事項を記入した質疑書（様式自由）をFAXまたはE-mailにて提出すること。

- ① 受付日 令和8年8月19日（水）から令和8年8月21日（金）午後5時まで
- ② 受付場所 川上村役場 林業建設課
FAX：0746-52-0345
E-mail：rinken@vill.nara-kawakami.lg.jp

- （2）質疑に対する回答は以下のとおりとし、原則として、回答は質疑があった者のみとする。

- ① 回答日 令和8年8月24日（月）
- ② 回答方法 原則、質疑者のみに書面にて回答。

第5 入札方法

- （1）入札の方法は、川上村建設工事等入札執行要領に基づく郵便入札とする。郵送は簡易書

留による郵送とし、持参、宅配便、電報またはFAX等によるものは認めない。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設けるので、その価格を下回った者は失格（落札外）とする。
- (4) 入札回数は1回とする。
- (5) 入札参加資格確認通知書において入札参加資格を有すると認められた場合でも、書類の不備等により、本案件の開札日において入札に参加する者に必要な要件を充足しない者は、本工事の入札参加資格を取り消す。
- (6) 入札参加者が1者となった場合においても、入札（開札）は有効とする。
- (7) 入札参加者が開札の立会いを希望する場合には、開札立会申請書（様式8）を開札日前日の正午までに川上村役場林業建設課にFAXにて送付する。開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は開札立会申請書の先着順とする。
なお、開札立会申請書を提出後、開札日までに林業建設課より連絡のない場合は立会いを了承したものとする。また、立会いを希望する者がいない又は2名より不足する場合には入札執行事務に関係のない川上村職員が立会を行う。

第6 入札（開札）執行の日時、場所等

(1) 入札書等の提出

- ① 提出方法 迫郵便局留めの簡易書留
- ② 到着期限 令和8年9月1日（火）
- ③ 提出書類 入札書及び入札金額の内訳を示す工事費内訳書
- ④ 提出先 〒639-3553 川上村 迫郵便局留め
川上村長 泉谷 隆夫 宛 （親展）

(2) 開札日時

令和8年9月2日（水）午前10時

(3) 開札場所

奈良県吉野郡川上村大字迫1335番地の7
川上村役場 2階 第2会議室

第7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、この契約締結と同時に、請負契約の債務不履行に備え、工事の完成を確保するための保証に付さなければならない。

保証方式は金銭的保証とする。

a. 保証を要する工事 … 予定価格が5,000万円以上のものは、全て対象とする。
共同企業体で受注の場合も必要。

b. 履行保証措置 … 下記のいずれかの方法による保証を行うこと。

- (1) 銀行保証（銀行等）
 - (2) 公共工事契約保証（建設業保証㈱の各社）
 - (3) 公共工事履行保証（損害保険会社）
 - (4) 履行保証保険契約の締結（損害保険会社）…保険証券を寄託のこと。
- ※保証（保険）期間には、契約日を含む。

c. 保証金額または保険金額 … 請負代金額の10%以上

その他、川上村契約規則に準ずる。

第8 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

第9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札、申請書類に虚偽の記載をした者が行った入札、入札書に不備がある入札、工事費内訳書の提出が無い又は、工事費内訳書に不備がある入札、その他、川上村契約規則、川上村建設工事等入札執行要領及び本工事の入札要領に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

第10 契約の締結

- (1) 契約書を作成する。
- (2) 本工事の契約締結については、川上村議会の議決を要するため、落札者と仮契約を締結し、当該議決を得た後に本契約とする。

第11 支払条件

- ・ 前払金（請負代金額の40%以内）
- ・ 中間前払金（請負金額の20%以内）
- ・ 部分払い（1回）ただし、中間前払金を選択した場合は、請求できない。
- ・ 精算払い（残額）

第12 その他

川上村建設工事等入札執行心得を順守すること。